

施設名（財産名称）ガイドライン

1 施設の設定方法

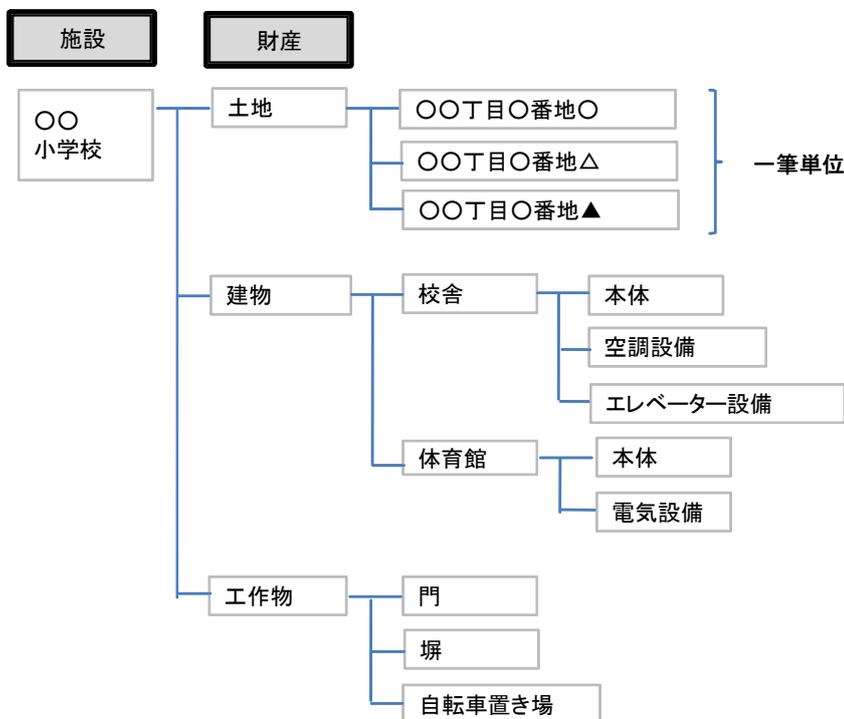
施設を設定する方法及び名称については、次のとおりとする。

ただし、財産を所管する部課、財産区分及び財産種別、事業用・インフラ区分及び管理事業・任意事業が異なる財産は施設を分ける必要がある。

(1) 土地を基準とする財産（土地、建物、工作物）

施設は土地を基準として設け、その土地に存する土地以外の財産（建物及び工作物）もできるだけその施設に一括して登録する。

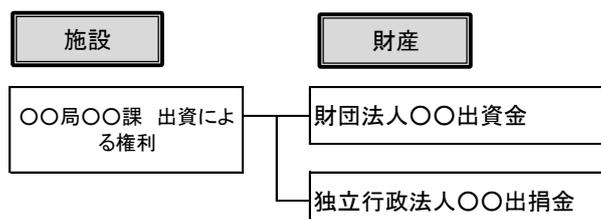
土地を基準とする財産



(2) 土地を基準として登録できない財産（動産、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利、信託受益権、ソフトウェア）

財産を所管する区・局及び部課単位で施設を登録する。

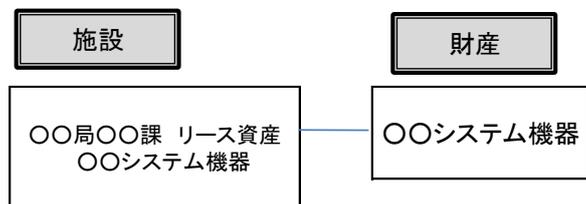
土地を基準としない財産



(3) リース資産

ひとつの財産に対しひとつの施設を登録する。

土地を基準としない財産(リース資産)



2 土地を基準とする施設

土地を基準とする施設の名称については、次に掲げるとおりとする。前項ただし書きに該当する施設（本来は土地を基準とするが、所管部課が異なるため施設を分けた場合等）についても、同様の取扱いとする。

- (1) その土地または建物等の用途を具体的に表した名称とし、原則として事業名称を施設名（財産名称）にしない。

（例）その他の土地→過小地（もと下水道用地）

此花中学校拡張用地→此花中学校

- (2) 公共施設の施設名（財産名称）は、「市民サービス施設現況」「社会福祉施設一覧」「都市公園一覧表」等の名称に原則的にあわせる

（例）東工営所東成出張所、西都島老人憩の家、裏江公園

- (3) 通称名がある場合は、その名称をカッコ書きで付することができる

（例）男女共同参画センター西部館→男女共同参画センター西部館（クレオ大阪西）

- (4) 現在の使用形態、管理形態、将来の使用予定形態、過去の使用形態等を表した名称とする

（例）港湾地帯用地→契約管財局賃貸地（港・港地区）

- (5) 具体的用途が決定しているものについては、その名称とする

（例）社会福祉施設用地→特別養護老人ホーム〇〇

- (6) 事業名称を施設名（財産名称）としたものについては、事業が終了すれば速やかに仮称や事業名を変更する。

（例）（仮称）環境局平野工場→平野工場

(7) 使用形態、管理形態が異なるものについては、同一の施設名（財産名称）としない。施設（財産）名称が同様となる場合は、区・町名や事業内容を付すことにより差別化を図る。

- (例)  社会福祉施設用地→社会福祉施設用地（西成区北津守）
社会福祉施設用地→社会福祉施設用地（西成区花園）
災害対策用職員住宅→災害対策用職員住宅（北）
災害対策用職員住宅→災害対策用職員住宅（天王寺）

(8) 同種の公有財産については、統一的な名称とする

- (例) 区画整理事業用地  復興土地区画整理事業用地 → 区画整理事業用地（湊町工区・湊町）

(9) 公用廃止等により、財産区分の変更（行政／普通）があったときは、施設名（財産名称）を「もと〇〇」とする。ただし、その時点で具体的な使用形態、管理形態があれば、その名称とする。

- (例) 大阪人権センター→もと大阪人権センター

(10) 特に必要なもの以外は「〇〇〇用地」としない。

- (例) もと精華小学校

(11) 施設名（財産名称）に「大阪市」「大阪市立」「市立」等は、原則として付さない

- (例) 大阪市立環境科学研究所→環境科学研究所

(12) 道路等の長大な土地及び廃道、廃河川敷等の狭長な土地であって、一区域として整理しがたいものについては、区や地域ごとに適宜分割して、それぞれを一施設とすることができる。

- (例) もと下水道用地（天王寺）、大阪八尾線（西）

3 土地を基準としない施設

当該財産を管理する区・局等で一施設とし、施設名（財産名称）は区・局名に当該財産の種別を付したものとし、具体的な名称（船舶の名称や出資先等）は施設名（財産名称）ではなく各財産の「名称・用途」として登録する。

ただし、リース資産については、リース登録単位ごとに施設を登録するため、施設名（財産名称）は区・局部課名及び財産の種別に当該リース資産の名称を付したものとする。

- (例) 港湾局計画整備部海務課 動産、市民局人権企画課 出資による権利、
契約管財局管財部 信託受益権、
建設局工務課 リース資産 ○〇システム機器一式